実績を重ねる中国の国連PKOへの取り組み

脅威論が高まるなか、国連平和維持活動（PKO）に参加し、「責任ある大国」としての役割を模索する中国の姿は知られていない。その現状と課題を追う。

英国ノッティンガム大学英国研究理事会研究員
廣野美和
ひろの　みわ
一九七六年生まれ。オーストラリア国立大学国際関係学博士課程修了（国際関係学博士）。オーストラリア国立大学、ケンブリッジ大学などを経て現職。著書に *Civilizing Missions: International Religious Agencies in China* など。

近年、中国の大国としての存在感がますます高まっている。日本では一九九〇年代以降、中国への違和感や脅威論が存在しているが、特に最近では、中国の東シナ海・南シナ海での行動や、中国人民解放軍の軍事力増強などが注目を集めている。その一方で、中国が軍事力を用いて国際平和と安定にどのように貢献しているかという点は、あまり知られていない。二〇一一年四月に発行された中国の国防白書には、中国人民解放軍の役割として、国境警備や社会秩序の維持に並び、国連平和維持活動（PKO）、自然災害後の緊急援助活動、ソマリア沖・アデン湾での護衛活動、他国との共同軍事訓練の実施が挙げられている。

なかでも、一九九〇年以降二〇年以上も続けられてきた国連PKOへの取り組みは、中国の外交・軍事政策にとって重要な位置を占めている。中国は、国連安全保障理事会常任理事国（P5）の中で最大規模の兵力の貢献をしており、中国のPKO政策がどう動くかは、国連PKO全体の帰趨をも左右するものである。中国は、これまでどのようにPKOに参加し、いかなる外交的成果を挙げてきたのであろうか。また、中国が大国としての国際的地位を確立しつつある今日、中国自身が標榜する「責任ある大国」に見合った外交・軍事政策を推し進めるためには、どのような課

題を克服すべきなのだろうか。

国連PKOへの貢献と外交的成果

中国は、一九九〇年から二〇一〇年六月までに、のべ一万五六〇〇人の軍人および警察官を一八の国連PKOに派遣してきた。一九九三年一月には世界第三六位、P5では最下位だった派遣人数は、二〇〇六年にP5の中で首位となった。二一年九月現在、中国は一九四三名の要員を派遣し、P5の首位、世界一五位の地位を維持している（なお、日本は二五八名、世界四九位である）。中国部隊の貢献は、量だけでなく、仕事の質と高い規律においても国際的に高い評価を受けている。

中国のPKOは、国際政治の文脈においても大きく変化してきた。中国は、PKO三原則（紛争当事者間の同意原則、公平原則、自衛以外の武力不行使原則）を政策の基本的柱としているが、現在の国連PKOでは、その三原則の遵守が困難になっている実情がある。この三原則は、和平協定の遵守を監視するという冷戦終結以前の伝統的PKOを前提としたものであるが、南北スーダンやダルフール紛争等に見られるように、今日の国連PKOでは紛争当事者間の停戦合意が遵守されない場合が多くなってきている。こうした場合、国連憲章第七章のもと、国連PKO部隊は「必要なあらゆる手段」、つまり軍事力をもって、安保理決議で定められた任務を遂行し、人道支援要員や一般市民の保護にあたることが認められている。

中国は一九九〇年代には、憲章第七章が定める安保理決議には棄権、あるいは例外措置としたうえでの賛成票を投じるなど否定的であったが、二〇〇〇年代に入ると、基本的には賛成票を投じ、人的貢献もより積極的に行うなど肯定的な姿勢に転じた。中国のPKO部隊はこれまで後方支援部隊（工兵、医療、輸送部隊）によって構成されており、歩兵部隊の参加はまだ行われていない。しかしながら、これらの後方支援部隊が、武器の使用が認められる憲章第七章決議に基づくPKOに参加していることは、中国の支持が国連安保理の舞台でのパフォーマンスにとどまらないことを示している。

国連PKOへの貢献を高めた結果、中国はどのような外交的成果を得たのだろうか。第一の成果は、中国が一九九〇年初めから推進している「走出去」（海外進出）政策に関わる。この政策は中国企業の対外直接投資を促進し、国外における中国の利益を増大させるものであった。天然資源が豊富である紛争地域の安定化に関与することは、中国の利益確保につながる。実際、国連PKOにより紛争が終結あるいは安定化した地域では、中国をはじめとする諸外国の投資が増加して

いる。もっともこれは結果論であり、PKOは海外進出政策を促進することが目的であるとする議論は、やや単純に過ぎるであろう。なぜなら、中国国内の政策決定過程において、PKOと企業の海外進出政策を決定する政府部門はまったく別であり、一貫した政策をとれる政策決定システムは確立されていないからである。

第二の成果として、中国のソフト・パワー戦略への影響が挙げられる。ソフト・パワー戦略は、軍事力や経済力などのハード・パワーではなく、相手を自国の文化、政治制度、価値観などに魅了させることにより、相手が望む形で自国の影響力を拡大させるものである。中国のPKOは、当事国の人々からも非常に高く評価されており、当事国を魅了し、中国が進める「互恵関係」を進めていくのに役立っている。

また、PKOによる中国の国際貢献は、中国国民から政府の外交政策への支持を得るうえでも有効に機能している。二〇一〇年一月のハイチでの地震により、八名の中国PKO要員が死亡したことは、中国が「責任ある大国」として行った国際貢献で払わねばならなかった犠牲として、大々的に中国メディアで報道された。中国のソフト・パワー戦略は、海外だけではなく、国内に向けても展開されていると言っていいだろう。

第三の成果は、国連PKOへの参加を通じて、中国がより一層、国際社会に融合したことである。先に述べたように、国連憲章第七章に基づく積極的な介入に対し、中国は比較的柔軟な姿勢を示すようになった。また、国連の規範を受動的に受け入れるだけでなく、積極的にリーダーシップをとる方針をも打ち出している。その代表的な例として、二〇一一年二月、劉超少将が史上二人目の中国人PKO司令官として国連キプロス平和維持軍（UNFICYP）の司令官となったことが挙げられる。このことは中国の「責任ある大国」のイメージ構築にも大いに貢献するものと評価していいだろう。

さらなる貢献には国際社会のサポートが必要

中国が「責任ある大国」として、国連PKOへの更なる貢献をするためには、どのような課題を克服しなければならないだろうか。また、日本をはじめ諸外国は、中国の国際平和への一層の貢献を、どのように引き出すことができるだろうか。

第一の課題は、国連憲章第七章に基づく積極的な介入に関して、中国が安保理で政治的に支持するに留まらず、実際に歩兵部隊による貢献をするための方策を検討することである。中国政府の外交理念は、不干渉政策を核とするものだが、「責任ある大国」としてより積極的にPKOに貢献することで、不干渉政策との矛盾が生じる恐れがある。中国にとっては、この

矛盾を解決することが、歩兵部隊の貢献へのネックといえる。そのためにはまず、国連PKO部隊がいつ、いかなる条件で人道支援要員と一般市民の保護のために武力行使をし得るのか、という点を明らかにすることが必要だ。これは、中国のみが自ら判断しうる問題ではなく、実は国連平和維持局が目下、明確化を目指している問題である。その意味において、PKOを通じた中国の国際貢献の深化は、中国自身のみならず、国際社会全体が取り組むべき問題でもある。

第二の課題は、「中国外交のジレンマ」を克服しなければならないことである。中国は、欧米諸国から「責任ある大国」としてPKOへのより積極的な貢献を求められる一方、過度に積極的な政策を展開すると、欧米諸国の学者・メディアから、中国脅威論の顕在化とみなされるというジレンマを有している。中国の「平和的発展」外交戦略にとって、「脅威論」を抑制することは中核的課題である。過度に中国脅威論に注目する海外の学者・メディアは、自らの中国批判が中国外交をかえって消極的にする可能性を考慮する必要がある。また中国も、東シナ海・南シナ海などの外交軍事問題や軍事的信頼醸成の面において、脅威論を煽らない努力をより慎重に継続していく必要があるだろう。

第三の課題は、より効果的なPKOを推進するために、二国間並びに多国間の軍事協力を活発化させることである。国際安全保障が抱える課題は深刻なものであり、共通の課題を克服するには、国連を通した協力のみならず、二国間並びに多国間の軍事協力が欠かせない。日中間でも、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の際に柿澤弘治外務政務次官（当時）が日中共同PKOを提案したことがあったが、同提案は当時の日本再軍備をめぐる中国側の懸念により具体化されなかった。

日中の直面している状況には共通点がある。両国とも、いまの時点で可能なPKO貢献は後方支援であり、特に日本政府が決定した南スーダンへのPKO派遣に関しては、日本は中国のスーダンでの経験から学ぶところが多くあるだろう。例えば、国連PKO部隊と現地政府との関係はどのようなものか、また、現地の社会、宗教、歴史的経緯を鑑みて、PKOの後方支援をする際はどのような点に注意しなければならないか。このような問題に対する中国の経験は、日本のPKO要員に欠かせない情報となる。また両国とも、アジア太平洋諸国に対するPKO関連の教育や訓練を活発化させている。こうした活動を共同で行うことも可能だろう。PKOをひとつの機会として、日中間の軍事外交と信頼醸成を活発化させていくことは、中国の国際貢献を深化させるに止まらず、日中関係にも大きな進展をもたらすだろう。■